別表第１（第３条関係）

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">働く若者新築等住宅取得支援事業</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="5">国富町への定住のため、町外から転入した若者が、本町において住宅を新築若しくは増改築又は中古住宅を購入した場合、その若者に生活支援として奨励金を交付する。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="5">⑴　平成 30 年 4 月 1 日以降に国富町に住民登録をした者。
⑵　居住用の住宅を新築（新築購入を含む。）、増改築又は中古住宅を購入した者で、当該住宅の新築若しくは増改築又は購入に係る契約日において満 18 歳以上 50 歳未満に該当する者。
⑶　他の市区町村から転入した日の前日から起算して過去 1 年間の間に町内に住所を有していない者。
⑷　当該住宅に関し、所有が共有名義である場合は、対象者が持ち分を有していること。</td></tr>
<tr><td>対象住宅</td><td colspan="5">対象者が、平成 30 年 4 月 1 日以降において取得した新築（新築購入を含む。）、増改築住宅又は中古住宅で、取得価格が 500 万円以上の住宅をいう。
ただし、店舗との併用住宅にあっては、居住部分が 120 平方メートルまでの床面積とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">奨励金の交付額及び交付の期間</td><td colspan="2">区　　分</td><td>奨励金額（年）</td><td>交付期間</td><td>上限額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新築又は新築住宅の購入</td><td>町内事業者を利用し新築</td><td>20 万円に中学生以下 1 人につき 5 万円を加算</td><td>3 年間</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>町外事業者を利用し新築</td><td>10 万円に中学生以下 1 人につき 5 万円を加算</td><td>3 年間</td><td>70 万円</td></tr>
<tr><td>中古住宅の購入</td><td>購入のみ</td><td>10 万円に中学生以下 1 人につき 5 万円を加算</td><td>3 年間</td><td>70 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">多世代同居のための増改築</td><td>町内事業者を利用し増改築</td><td>20 万円に中学生以下 1 人につき 5 万円を加算</td><td>1 回のみ</td><td>35 万円</td></tr>
<tr><td>町外事業者を利用し増改築</td><td>10 万円に中学生以下 1 人につき 5 万円を加算</td><td>1 回のみ</td><td>25 万円</td></tr>
<tr><td>奨励金の交付方法</td><td colspan="5">奨励金は交付決定額の２分の１を現金とし、残りを商品券で交付する。</td></tr>
<tr><td>申請の方法</td><td colspan="5">第 5 条に掲げるとおり。</td></tr>
</table>

事業名	働く若者移住定住促進家賃支援事業
事業内容	国富町に定住する意思を有し、本町へＩターン又はＵターンした若者が居住用の民間賃貸住宅の賃借契約をした場合、生活支援として奨励金を交付する。
対象者	⑴　平成30年4月1日以降に国富町に住民登録をした者。 ⑵　第2条に掲げる者のうち、満35歳未満の者で、民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した者。ただし、公務員又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の役員又は職員を除く。 ⑶　本町以外の出身者（Ｉターン）であって、新たに本町に住民登録した若者 ⑷　本町の出身者（Ｕターン）で、3年以上町外へ転出した後、再び住民登録した若者
対象住宅	対象とする民間賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅で次の住宅を除くものをいう。 ア　町営、県営住宅等の公的賃貸住宅 イ　社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅 ウ　申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅 エ　申請者及び申請者の配偶者の 2 親等以内の親族が所有し、又は管理している住宅
奨励金の交付額	5万円/年額
交付の期間	3年間
奨励金の交付方法	奨励金は、交付決定額の全てを商品券で交付する。
申請の方法	第5条に掲げるもののほか、次の書類を添付するものとする。 ⑴　民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

別表第２（第１２条関係）

奨励金交付決定後の年数	返還を求める額
1年以内	交付決定額の100分の100
1年超3年以内	〃　　100分の80
3年超5年以内	〃　　100分の60